

# 『国富論』の成立問題

——「政治家ないし立法者の学」としての経済学——

渡 辺 恵 一

## I. 問 題 提 起

アダム・スミスは、1759年に上梓された『道徳感情論』の末尾で、「法と統治の一般的諸原理」に関する法学の著作の刊行を予告していた。ここにいう法学とは、「正義・行政・歳入および軍備」の「四大部門」からなる「自然法学」のことであって、今日われわれは、グラスゴウ大学の当時の学生が記録した二種類の『法学講義（A・Bノート）』を利用することにより、当初スミスが計画していた法学の具体的内容を詳らかにできるようになった。しかしながら、『法学講義』から推定されうる、この「自然法学」に関する著作は、スミスの予告どおりにはついに出版されることはなかった。それにかわって正義を除く「行政・歳入・軍備」の部分だけが、1776年に『国富論』というタイトルをもつ独立の著作として世に問われることになったのである。以上の経過から知られるように、『国富論』という著作は、「自然法学」（広義の法学）に関する著作の刊行計画が変更された結果として成立したことになるであろう。だが、そうだとするとスミスは、いつ、どのような理由から当初の法学の刊行計画を「変更」したのであろうか。その「変更」理由のなかにこそ、『国富論』の成立問題を解き明かすキー・ポイントが隠されているはずである。

したがって本稿の課題は、『国富論』成立の直接的契機を、スミスにおける「自然法学」の構想（＝『法学講義』）に内在する問題として検討することにあるが、その際、われわれは、ジョン・ポーコックが提起した二つのケンブリッジ・パラダイム——近代市民法学とシヴィック・ヒューマニズム——を適用することによって、この問題にアプローチをする。スミスは「商業の体系」を批判するための理論的武器として、近代市民法学の遺産を継承してゆくわけであるが、しかし、彼が『国富論』を独立の著作として出版するに至ったより直接的な理由は、「政治家ないし立法者」の「徳性」問題であったように思われる。本稿で論証すべき中心テーマをなすのは、これである。

## II. 『国富論』の成立と「未刊」の法学問題

後世におけるスミスの名声にもかかわらず、彼自身が著作として公表したのは『道徳感情論』と『国富論』の、二つの作品にすぎない。『感情論』（初版）の刊行から『国富論』が出版される

に至るまでには、実に17年もの歳月が経過しているとはいえ、このいずれの著作も、スミスがグラスゴウ大学で担当していた「道徳哲学」講義と密接な関わりをもっていた。当時の「道徳哲学」の二つの有用な部門とは倫理学と法学<sup>1)</sup>（TMS, p. 546[432]）であり、第一の著作（『感情論』）は、「道徳哲学」講義の「倫理学」に相当する部分を、スミスが在職中に公表したものであった。それにたいして『国富論』は、スミスがグラスゴウ大学を辞してから10年以上も経過して出版された著作であるが、後に言及するジョン・ミラーの証言にもあるように、この第二の著作の実質的内容もまた、スミスがグラスゴウ大学でおこなった「道徳哲学」講義の「法学」のなかに包摂されていた。したがって、『国富論』は、当時「自然法学（natural jurisprudence）」とよばれた広義の法学体系から、「経済学」に関する部分が分離され、独立の著作として出版されたものといわなければならない。

だが、このようにしてスミスの「自然法学」体系から『国富論』が成立したことは、実は、当初スミスが予定していた出版計画の根本的な「変更」を、あるいはその実質的な「放棄」さえも意味するものであった。というのは、『感情論』刊行直後のスミスは、「経済学」の領域をもその一部分として包摂する「自然法学」に関する著作の出版を予定していたからである。すなわち『感情論』初版の末尾は次の一節で結ばれている。——「私はもうひとつ別の論述において、法と統治の一般的諸原理と、それらの原理が社会のさまざまな時代と時期のなかで受けてきた異なる変化とを、正義に関することだけではなく、行政、歳入、軍備、そして法の対象である他のすべてに関することについても、説明するように努めるつもりである。したがって、私は、目下のところ法学の歴史についてこれ以上詳しく立ち入らないであろう。」（TMS, p. 551[435]——傍点強調は引用者自身のもの、以下同じ。）

この叙述から明らかなように、スミスは、倫理学の著作である『感情論』を出版した直後に、「正義・行政・歳入・軍備」からなる「自然法学」の著作を出版しようとする計画をもっていた。しかしながら、この広義の法学は、ついに刊行されることはなく、それにかわって「行政」以下の内容が『国富論』として公刊され、残された「正義」に関する（狭義の）法学はついに未刊行のままに終わるのである。スミスは、最晩年の作品である『感情論』第6版（1790年）の「まえがき」のなかで、この間の事情を回顧して次のように語っている。「(a)『国富論』において、私は、この〔自然法学の著作を刊行するという〕約束を部分的に、少なくとも行政、歳入、軍備に関するかぎりで行った。(b)残っているもの、すなわち法学の理論を、私は長いあいだ企てながら、これまでのところ、いまの著作〔『感情論』第6版〕の改訂を現在に至るまで妨げてきたのと同じ仕事（same occupations）によって、その実行を妨げられてきた。(c)私は非常に高齢なので、この大きな著作を、自分自身が満足ゆくまでに、かりにも仕上げられるであろうなどと期待することがほとんど許されないのを、承知している。けれども、それでも、私はその計画をまったく放棄してしまったわけではないし、なお自分がなしうる限りのことをするという責務を負い続けたいので、そのパラグラフを、30年以上も出版された時のままにしておいた。そのとき私は、そのパラグラフが告げるあらゆる事柄を実行できるということについて、なんの疑いも抱かなかったのである。」<sup>2)</sup>（(a)~(c)の段落区分は引用者自身のもの。）

この文章はスミス研究者にとっては周知のものであるが、『法学講義』から『国富論』へと発展するスミスの学問営為をフォローするうえで、きわめて重要な内容を含んでいる。全体を(a)(b)

(c)に区分しつつ、あえてその全文を示した所以である。

まず冒頭部分(a)では、『国富論』は、『感情論』初版の末尾でその出版が予告されていた「自然法学」の「行政・歳入・軍備」の部分で、「正義」から分離することによって成立した著作であることが確認され、それゆえ「自然法学」の構想を部分的に実現したものと述べられている。スミスが『国富論』を「政治家ないし立法者（a statesman or legislator）の学の一部門」<sup>3)</sup>（WN, p. 428 [②75]）と規定していたことから知られるように、『国富論』の成立以降その晩年に至るまで、彼は、この「経済学」に関する著作を、「自然法学」の領域に属するものとみなしていたのである。（「自然法学」の一部門としての『国富論』）

次に、引用文(b)(c)は、「自然法学」の残された部分、すなわち「正義」に関する（狭義の）法学の問題を論じている。『国富論』が出版されてから、スミスが『講義』第一部の「正義」論をも独立の著作として刊行しようとする計画を抱き続けていたことは、引用文(c)からはっきりと確認される事実である。引用文(b)では、この狭義の法学の出版計画を妨げてきた理由の説明がなされており、そして引用文(c)では「高齢」のために、この著作の出版をついに「断念」せざるをえなくなったスミスの心中が、感慨をもって語られている。ここで注目されるのは、『感情論』（第6版）の改訂と狭義の法学の刊行計画とは「同じ仕事」によって妨げられてきた、と述べられている箇所であろう。ここでスミスが述べている「仕事」には、実は『国富論』の刊行とその改訂作業（第2-5版）が含まれているのであるが、この点については後述することにしよう。

さて、スミスの回想録を以上のように整理してみると、われわれはそこから、『国富論』の成立事情にかかわる重要なメッセージを読み取ることができるであろう。

まず第一に、『国富論』が成立したのは、「自然法学」の上記「四部門」を一冊の著作として刊行するという、当初スミスが予告した出版計画が「変更」された結果だということである。この計画の変更はスミスにとって二重の内容をもっていた。すなわち、1)「自然法学」の第二部「行政」以下の内容を、第一部「正義」から切り離し、独立させること、しかも2)『国富論』の出版を「正義」に関する法学の著作よりも優先し、先行させたことである。このような二重の「変更」がおこなわれた理由として、さしあたり指摘できるのは、『感情論』刊行後のある時期に、後に『国富論』として独立させられる「行政」論以下の内容が、スミスにとって「正義」論よりも重要な意味をもつようになったということであろう。現在利用できる二種類の『講義（A・Bノート）』から判断されるように、スミスによっておこなわれた「法学」講義の考察順序は「正義」→「行政」であったから、グラスゴウ大学時代のスミスにとって、「自然法学」にしめる「正義」論の第一義的地位は揺るぎないものであった。これはスミスの師フランシス・ハチソンの道徳哲学の著作を踏襲した考察順序であり、基本的には近代自然法学の伝統にしたがった考察方法であったといえよう。<sup>4)</sup>『国富論』の構想が具体化したのはスミスが大陸から帰国後のことだと考えられるが、「正義」論から切り離された「経済学」（→『国富論』）の構想が成熟してゆく過程において、スミスは自然法学に伝統的な考察方法を逆転させ、「行政」→「正義」という順序で出版計画の練り直しをおこなったのである。

だが、「行政」→「正義」という出版計画の「変更」は、ただ伝統的な考察順序が修正されたということだけにとどまらない。それは同時に、「自然法学」体系内における「正義」論の支配的地位が決定的に低下してしまったことを、すなわちスミスの学問的関心が「行政」以下の部分

へと完全に移行してしまったことを意味している。この点は、スミスが伝える第二のメッセージ、すなわち狭義の法学に関する出版計画が妨げられてきた理由を、具体的に検討することによって傍証されるであろう。

前掲引用文(b)(c)によれば、狭義の法学（＝「正義」論）の刊行計画は、『感情論』（第6版）の改訂を妨げてきたのと「同じ仕事」によって遅延させられ、ついに「高齢」のゆえに出版の「断念」も止むなしとの状況に立ち至ったと説明されている。ここで述べられている「仕事」としては、まず第一に、1778年に任命された「スコットランド関税委員」の任務が指摘されるけれども、それ以外に『国富論』の刊行とその改訂（第2-5版）の作業をあげることができよう。こうした解釈が必ずしも的はずれでないことは、『感情論』および『国富論』の改訂の出版年を概観してみることによって、自ずと明らかになるであろう。スミスが生前に出版したのは、『感情論』の第6版までと『国富論』第5版までの諸版であるが、1776年に『国富論』（初版）が刊行されるまでに、『感情論』はすでに4版を重ねている。すなわち、1759年に『感情論』（初版）が出版されてから、第2版（61年）で相当な改編と修正とが施され、また第3版（67年）では付論として「言語起源論」が追加されるなど、『感情論』の第2版から第4版（74年）までには程度の差こそあれ、変更が加えられている。ところが『国富論』の刊行以降になると、81年に『感情論』の第5版が第4版の「無修正」版として出版されたにとどまり<sup>5)</sup>、最終の第6版まで『感情論』の改訂作業はまったくおこなわれていないのである。この間（1776-90年）『国富論』は、第2版（78年）から第5版（89年）まで、概ね2、3年毎に若干の修正をへて版を重ねてゆく。ただ例外といえるのは第2版から第3版の刊行までの期間であるが、この『国富論』第3版（84年）こそ、この著作に関して大幅な増補・改訂が施された唯一の版であり、その目的は重商主義批判の立場を強化するためのものであったことが知られている<sup>6)</sup>。そして、スミス最晩年の作となる『感情論』第6版で大幅な改訂・増補がなされた最大の理由も、この『国富論』の影響を反映したものと推定されていることは周知のとおりである。

さて、スミスの著作活動は、上述の『感情論』第5版をのぞくと、『感情論』（初版-第4版）→『国富論』（初版-第5版）→『感情論』（第6版）という順序で進められてきたわけであるが、この事実から、次のように主張することができるであろう。すなわち、『感情論』刊行以降のスミスにとって、『国富論』が、狭義の法学（＝「正義」論）よりも重要な著作となったということだけにとどまらず、さらに彼は、『国富論』の改訂（第2-5版）や『感情論』第6版の増補・改訂の「仕事」を、「正義」に関する著作の刊行よりも優先させたのである。スミスが「高齢」のために法学の著作の出版を「断念」せざるを得なくなってしまった本当の理由が、これである。「名誉職」とされる関税委員の任務も、精勤のスミスにとってかなりの激務であったのは事実としても、法学の著作の出版を「断念」させるほどに重要な「仕事」であったとは考えられない<sup>7)</sup>。もちろん、スミス自身が晩年に至るまで法学の出版計画をまったく「放棄」してしまったわけでないことは、すでに言及したとおりであって、おそらく法学に関する草稿類はスミスの遺言どおりに焼却されてしまったのであろう。しかし、狭義の法学の出版計画が「放棄」されたかどうかには関わらず、この法学に関する著作が結局「未刊」のままに放置されてしまったこと自体、かつて自然法学において中心的位置を占めていた「正義」論が、『国富論』出版以降のスミスにとって比較的マイナーな意味しか持たなくなってしまうことを物語っているのである。

### Ⅲ. 「商業の体系」批判としての「道徳哲学」の展開

前節で考察したように、『国富論』の成立問題とは、まずもってスミスにおける「自然法学」に関する著作——『法学講義』——の出版計画の「変更」問題であった。この法学の出版計画が「変更」された理由として、前節では、『感情論』の刊行以降のある時期にスミスが、法学における第二部「行政」論以下の内容を、第一部「正義」論よりも重視するようになったからという点を指摘しておいた。しかし、なお残された問題は、『国富論』の成立過程において、なぜ「正義」論が、「行政」論以下の内容から切り離されねばならなかったのかということであろう。

この問題を検討する有力な手掛りとして、われわれは、デューゴールド・ステュアートの伝える有名なジョン・ミラーの証言があることを知っている。学生としてスミスの講義に出席した経験をもつミラーは、「道徳哲学」講義の第3部（法学）と第4部（経済学）の関係について、次のように論じている。「講義の最後の部分で、彼は、正義（justice）の原則にではなく、便宜（expediency）の原則に基礎づけられ、国家の富と力と繁栄の増進を目的とする政治的諸規則を検討した。この見地から彼は、商業・財政・および教会や軍事上の施設にかんする政治的諸制度を考察した。これらの問題についての講述は、のちに彼が『国富論』というタイトルで公刊した書物の実質を含んでいた。」<sup>8)</sup>——このミラー証言によると、スミスの「自然法学」講義の内容は、ミラーがまた学生であった頃から、「法学」（＝「正義の原則」と）と「経済学」（＝「便宜の原則」と）とに大別されていたと推定される。スミスの高弟であり、のちには法学教授としてスミスの同僚となったこの人物の証言がきわめて貴重な資料であることはもとより否定できないが、しかし、ミラー証言について注意しなければならないのは、彼の証言内容は、すでに『国富論』が成立した（より正確にはスミス晩年の）時点から、スミスの「法学」講義を回顧していることである。したがって、ミラー証言からわれわれは、「便宜の原則」にもとづく「経済学」が「正義の原則」を基礎とする（狭義の）法学から区別されていたという事実を確認することができるだけであって、この両部門が『講義』のなかでどのような関連にあったのかという点については、逆に、ミラー証言では不明瞭になっているのである。それゆえ、『国富論』の刊行がなぜ法学に先行したのかという問題や、「正義の原則」にもとづく法学の著作が「未刊」におわった理由についても、ミラー証言は何の情報もあたえてはいないのである。

ミラー証言にある「正義の原則」・「便宜の原則」の二分法を前提にして『講義』の内容を解釈するならば、「商業の体系」批判を主題とする「行政」論が、この主題とは直接関係のない「正義」論から分離されたのは当然の成り行きであり、そこには何ら検討すべき問題は残されていないように思われるであろう。要するに、こうした『講義』解釈の根底には、「商業の体系」批判の課題は「経済学」に固有の問題であるから、「正義」論とは直接関わりがないという認識が存在するわけである。だが、スミスにおける「商業の体系」批判の課題を、狭く「経済学」プロパーの問題に限定して把握することに問題があることは、例えば『国富論』の有名な箇所、「商業の体系」の一環としての「穀物輸出の制限」政策（穀物法）について「農業者が彼の財貨を常時最適の市場に送るのを妨げることは、明らかに公益（publick utility）という観念のために、

……正義の常法（ordinary laws of justice）を犠牲にするものである。」（WN, p. 539 [②258]）と、スミスが厳しく弾劾していることから、おのずと明らかになるであろう。もっとも、「自然的自由」を阻害する「商業の体系」が、なぜ「正義の常法」に反するのか、ここではその理由は必ずしも明らかではないが、『国富論』の主題をなすこの「商業の体系」批判のテーマは、その細部についてはともかく、すでに『講義』のなかでも論じられている。すなわち、『講義』「行政」論では、「貨幣すなわち国富」という謬論から派生してくる①鑄貨の輸出禁止、②貿易差額説、③国内消費の奨励という政府の諸政策によって「国富」の増大が妨げられるという「経済」理論が展開される一方（LJ(A), pp. 385-94: LJ(B), pp. 509-15[377-92]）、さらに『講義』「正義」論のなかでも、死罪でもって処罰された羊毛の輸出禁止政策について、「それは自然的衡平の点でまったく犯罪ではなかった」（LJ(A), p. 105: Cf. LJ(B), p. 475-76[286-87]）と主張されている。したがって、スミスが「商業の体系」を、たんに①「富裕」＝経済の視点や、②自由競争を意味する「自然的自由」の立場からだけではなく、③「正義」および「衡平」といった法学の立場からも批判していたことは明らかであろう。

『国富論』のなかで、スミスは「商業の体系」を批判する自らの基本思想を「自然的自由の体系（system of natural liberty）」と定式化し、次のように論じている。——この「自然的自由の体系」のもとでは「各人は正義の法を侵害しないかぎり、完全に自由に自分自身の利益を自分のやり方で追求するがままにゆだねられる」から、「国の主権者は、私人の勤労を監督して社会の利益にもっとも適合する事業に向かわせるという義務から完全に放免される」（WN, p. 687 [②511]）のである。スミスの伝記作家ステュアートによると、こうした「商業の体系」批判というスミスの基本思想の原型は、かなり初期の時代にまで遡れるようである。すなわち、ステュアートは、「1755年に作成された」初期スミスの草稿——これはグラスゴウの「経済学クラブ」に提出されたものとされる<sup>11)</sup>——から、次のような断片を紹介しているからである。「人間は一般に、政治家および政策立案者によって、ある種の政治機構の素材と考えられている。政策立案者は人間に関わる諸事象における自然の作用の流れを妨げる。自然がみずからの意図を確立するためには、自然を放任し、その目的の追求に自由な活動の余地をあたえることだけしか必要ではない。」「国家を最低の野蛮状態から最高の富裕にまで導くためには、平和、穏当な租税、寛大な司法行政のほかにほとんど必要ではない。その他すべての事柄は事物の自然的経過によってもたらされるからである。この自然の経過を妨げ、強いて事物を他の水路に向けさせたり、あるいは社会の進歩である特定の時点で停止させようとする、すべての政府は自然に反し、自己を維持するために抑圧的で専制的にならざるをえない。<sup>12)</sup>」

ステュアートによれば、この草稿断片は「きわめて初期の頃のスミス氏の政治思想の進展に関する価値ある文献」であり、「そこには『国富論』のもっとも重要な諸見解の多くが詳述されている」という。確かに草稿断片では、人間の自由な活動を妨げる「政治家および政策立案者」の人為的諸政策が批判され、のちに『国富論』第5編のテーマをなす政府の果たすべき役割——「平和」（＝軍備）・租税・司法——がはっきりと指摘されている。しかし、われわれはさらに、それに続くスミス自身の以下の言明にも注意を喚起しておかなければならないであろう。「これらの見解のすべては、私が初めてクレイギー氏のクラスで教えたとき [1751年] 以来、すなわちグラスゴウですごした最初の冬から現在に至るまで、これといった変更をうけることもなく、私

の講義の不変の主題となっている。それらはすべて、私がエディンバラを去る前の冬に同地で読み上げた講義の主題であった。<sup>13)</sup>」——ここでスミスが述べているエディンバラを去る直前の「講義」とは、1748年から3回にわたって毎年冬期に開催された「公開講義」の最終シリーズ(50-51年)をなすものであるが、この最後の講義内容が「経済学」であったのか、それとも広義の「法学」であったのか、それを判断する確たる資料は残されてはいない。<sup>14)</sup>しかし、この点がいずれにせよ、前掲の草稿断片に示された「政治思想」こそ、エディンバラ講義からグラスゴウ大学の「道徳哲学」講義へと引き継がれた「不変の主題」を形成していたという、スミス自身の言明はきわめて重要である。<sup>15)</sup>ステュアートは、草稿に掲げられたスミスの「政治思想」が「自然的自由の体系」という『国富論』の基本思想へと発展していったと推定するわけであるが、もちろん、この草稿断片が書かれた1755年の時点では、のちに『国富論』として独立する「経済学」の領域は、いまだ「自然法学」講義のなかに包摂されていた。そうだとすれば、「商業の体系」批判の「政治思想」は、元来、スミスの「道徳哲学」講義全体を貫くライト・モティーフであったはずであり、より限定した意味では、「正義」論＝法学と「経済学」の両部門を包摂する『法学講義』——広義の「法学」——全体の「不変の主題」であったと理解しなければならないであろう。

以上の考察から明らかなように、「自然法学」(＝『講義』)の刊行計画が「変更」され、それにかわって『国富論』が出版された最大の理由は、『講義』「行政」論を中心に展開されていた「商業の体系」批判のテーマを、より首尾一貫したものとして体系化することにあったと考えられる。このように考えれば、その際、スミスによって「正義」論が「行政」論以下の内容から分離された理由も容易に想像がつくであろう。すなわちそれは、「商業の体系」批判という『国富論』の主題を展開するうえで、スミスの「正義」論の内容自体に、何らかの理論的限界が内在しているのではなかろうか、というものである。節をあらためて検討したい。

#### IV. 『国富論』の成立問題と二つのケンブリッジ・パラタイム

##### 〔1〕「商業の体系」批判とスコットランドの近代化

スミスの「道徳哲学の有用な二部門」である倫理学(『感情論』)と自然法学(『講義』)は、いずれも、ブリテンの法制＝政治体制を不自然な方向に歪めている「商業の体系」の批判を、共通の主題としていたということ、これが前節の結論であった。「道徳哲学」全体を貫流するスミスのライト・モティーフが「商業の体系」の批判にあったという、われわれの主張は、この「不変の主題」が思想上の優先権(priority)を求めてグラスゴウの「経済学クラブ」に提出された経緯を想起するとき、これまでとは違った意味合いと現実性とおびてくるにちがいない。なぜなら、スミスにおける「商業の体系」批判の主題は、当時の啓蒙の知識人たちが取り組んだスコットランドの近代化と密接に関わっていたからである。

さて、スコットランドの近代化は1707年のイングランドとの「合邦(union)」とともに始まったといわれるが、このスコットランド議会のイングランド議会への「吸収合併」を骨子とする「合邦」の経済的効果が実際にあらわれてきたのは、45年のジャコバイトの反乱が終息してから

のことであった。<sup>16)</sup> スコットランド啓蒙の思想家たちは、「廃位」された前ステュアート朝の復活を目指すジャコバイトとは異なり、ハノーヴァー朝の王位継承権を基本的に支持し、「名誉革命体制」とよばれる制度的枠組みのなかでスコットランドに独自の「自立的秩序」を構築しようとした。したがって、スコットランドの知識人たちは、「合邦」によって導入された「名誉革命体制」の枠組みを前提としながらも、イングランドにたいする全面的な政治的および経済的従属はこれを拒否し、国民的独自性（national identity）の確立を求めたのであって、ここにスコットランド独自のシヴィック・ヒューマニズム（政治的共和主義）思想の開花する歴史的素地が存在していたのである。

スミスは、『国富論』のなかで「合邦」の効果を積極的に評価し、その理由として、①広大なイングランド市場が開放されてスコットランドの「自由貿易」圏が拡大したこと（WN, p. 239-40 [①361]）、さらに②「スコットランドの中流・下層階級の人々が、これまでつねに彼らを抑圧してきた貴族の権力から完全に解放された」（WN, p. 944 [③434]）ことを指摘している。後者②の趣旨をいまいし敷衍すれば、「合邦」の成立とともにイングランドの国制（Constitution）の基礎である「自由の体系」が導入され、その影響をうけて、スコットランドでも「土地の商品化」を妨げてきた限り相続権法の解体（＝法改革）が進行し、国内経済の発展が促進されたというのである。しかし、こうしたスミスの「合邦」評価は、名誉革命体制のもとで推進されてきた重商主義政策——「商業の体系」——を、彼が厳しく批判することを決して妨げるものではなかった。実際、スミスによる「商業の体系」批判の立場はまったく徹底したものであり、一般に経済史の研究では、「合邦」以降のスコットランド経済の発展に貢献したとされる国民的産業（リネン製造業・漁業）の保護育成をめぐる一連の諸政策について、スミスはその経済効果を全面的に否定している。したがって、啓蒙思想家としてのスミスの「合邦」評価、すなわちイングランドの政治体制へのスコットランドの「吸収合併」にたいするスミスの基本認識には、他の啓蒙思想家の場合と同様に、アンビバレントな内容がふくまれていたのである。18世紀中葉以降のスコットランド経済の繁栄には目を見張るものがあったが、しかし、それは、名誉革命期に確立されたイングランドの「自由の体系」と、それを基礎づける近代市民法学が導入された結果であり、イングランドで流行の「商業の体系」がその原因ではないという歴史認識が、スミスの根底にあるからである。「大ブリテンの法律は、各個人に自分の労働の成果の享受を保障しているが、この保障さえあれば、他に商業上の不合理的な規制が幾多あろうとも、すべての国を繁栄させるのに十分である。しかも、この法律は、〔穀物輸出〕奨励金が設けられたのとほぼ同じ時に、かの〔名誉〕革命によって完全なものになったのである。」（WN, p. 540[②260]）この一文を、啓蒙の思想家たちが直面していた「合邦」以降のスコットランドの近代化問題を念頭において読んでみると、スミスにおける「商業の体系」批判のテーマがもっていた、きわめて現実的かつ実践的な意味合いを窺い知ることができよう。

さて、「商業の体系」批判というスミスのライト・モチーフが、スコットランドの進むべき近代化の方向性を提示することにあつたとすれば、「道徳哲学」の検討課題としてスミスが取り組まなければならなかった問題は、次の二つに区分されるであろう。(1)名誉革命体制の遺産として継承した「自然権」あるいは「所有権」を理論的出発点として、人間の情念（利己心）にもとづく自由な経済活動が、どのようにして社会に「自立的秩序」を形成しうるのか。これは、名誉



革命体制の理論的表現である近代市民法学の課題であったが、スミスは、この問題を、近代市民法学のパラダイムの転換によって解決してゆく。(2)スコットランドの「商業化」は伝統的な「徳」の概念の解体を必然化せざるをえなかったが、こうした歴史的状況のなかで「商業の体系」によって腐敗堕落した政治的支配者層（地主ジェントリ）の公共的徳（公共精神）をいかに啓蒙し、陶冶するかである。スコットランド啓蒙における「富と徳性」問題として提起されたテーマが、これである。項をあらため、順次考察してゆこう。

## 〔2〕「商業の体系」批判と近代市民法パラダイムの限界

スコットランド議会を「吸収合併」した名誉革命体制は、スミスにとって二つの側面をもっていた。一つは「所有権」を保証する市民政府の権力機構としての側面であり、もう一つは「商業の体系（system of commerce）」を推進する重商主義国家としての側面である。スミスは前者を「自由の体系（system of liberty）」（LJ(A), p. 271: Cf. LJ(B), p. 421[151]）とよび、後者を「商業の体系」とよんでいるが、いずれの「体系」も、イングランドにおける封建的土地所有を解体へと導いた共通の原因から、すなわち「商業および製造業」の発展とともに歴史的に形成されてきたものがあった。名誉革命体制において「自由の体系」と「商業の体系」とがこのように「共存」関係にあったということが、「大ブリテンの最大の繁栄と改良の原因」を「独占」＝産業保護に求める「商業の体系」の謬論を成立させる根拠になるのである。これが、『国富論』からの前掲引用文が示唆する、いま一つの帰結である。<sup>18)</sup>しかしながら、「所有権」を保証するための権力機構である近代市民国家が、同時に「商業の体系」の推進主体として、「公益〔公共的効用〕」の観点から個人の経済活動を「規制」したとしても、それはホブズやロックの近代市民法理論にみられるように、必ずしも両立しえないわけではない。例えばホブズは、「国内における土地の分配のばあいと同じく、どの場所で、いかなる財貨について臣民が外国と貿易すべきかを選定することも、主権者に帰属する。<sup>19)</sup>」と主張し、国家（主権者）によって、「共通の平和と安全保障」という「公益」の観点から「私的所有権」の行使が制限されることを正当化している。このことは、「財産の自然権から出発し、市民の所有権擁護のための同意を強調しながら、所有権の不可侵性を否定し、市民社会における所有権の国家規制を主張していた」<sup>20)</sup>ロックの場合にも、基本的に妥当する。すなわちロックによれば、政治社会（政府）設立の目的は財産の保護にあるが、「社会の利益、繁栄および安全に必要とされる程度において、人々は、自分のためだけに向けられている彼の自然的自由の多くを放棄しなければならない。それは、必要であるばかりではなく……正義にかなうことだからである。<sup>21)</sup>」

このように近代市民法の理論は、伝統的権威から解放された人間の平等な「自然権」という正当な前提から出発しながら、それが政府による所有権の規制を必然化するに至るのは、社会規範としての「正義」（＝所有権）の観念が、私的個人相互の「契約と同意」によって説明されるからである。すなわち、近代市民法学にあっては、所有権の成立根拠が、政府による所有権の保護から生ずる「公共的効用」にたいする人々の「理性」的判断に求められおり、したがって、この私有財産の利用は「公益」に抵触しないかぎりにおいてのみ容認されるのである。この近代市民法のパラダイムは、同じく「公益」の観点から、個々の「独占」政策の立法化を要求する「商業の体系」を弁証するものであることは明らかであろう。それゆえ、「商業の体系」批判を目指すス

ミスにとって、まずもって、「正義」（＝所有権）の観念を「理性」による「効用」認識から導く近代市民法のパラダイムの転換をはかることが急務の課題となったわけであるが、ここにいう近代市民法におけるパラダイムを、「同感」原理によって転換することこそが、『感情論』および『講義』の双方の著作を一貫するスミスの中心テーマであった。

さて、スミスが『感情論』で「正義」（＝私法）論の主題としているのは、「身体・名声および財産」の三項目である。法によって保護されるべき、これら「人間としての人間の諸権利」を、彼は『講義(A)ノート』では、近代市民法学の伝統にしたがって、そのすべてを「自然権」(LJ(A), p. 8)に分類しているが、『講義(B)ノート』では、最後の「財産」を「取得権あるいは後天的権利」とよび、「自然権」から除外している。(LJ(B), p. 399[93-4])『感情論』初版の中心テーマは「正義の自然的感覚」論にあり、「正義の諸規則」は、権利を侵害された「被害者の憤慨にたいする観察者の同感」から説明される。すでに述べたように、近代市民法学では、「正義の諸規則」の成立根拠は、正義を遵守することの「公共的効用」（公益の実現）に求められ、自然法としての「正義の諸規則」は、かかる正義の「効用」を認識した人々の「合意」（＝理性的判断）から説明されるのにならして、スミスは、このような近代市民法のパラダイムを転換して、社会を構成する個人の「同感」＝「状況にたいする適宜性」感覚が、「正義の諸規則」を是認する道德原理としたのである。しかし、道德的是認の原理が「同感」、すなわち「状況にたいする適宜性」感覚であるとしても、「適宜性」の意味する内容が「状況」によって変化することは明らかである。<sup>22)</sup> (TMS, pp. 396-97[313])したがって、われわれの胸中に「正義の自然的感覚」が、観察者の同感を原理として形成されるためには、さまざまな「状況」における「適宜性」の内容を具体的に分析しなければならないであろう。スミスの「道德哲学」講義において、「倫理学」（『感情論』）の直後に、「法と統治の一般的諸原理」を探究する「自然法学」（『講義』）が、社会発展の「四段階」論として展開されなければならなかった理由が、ここにある。このように『講義』は「歴史」的方法と「同感」原理の「結合」を方法的特徴とするものであり、『講義』の読者（聴講生）にとっては、歴史的状況の変化とともに、観察者の「同感」しうる「適宜性」の内容が異なることを追体験することをとおして、「正義の自然的感情」と「同感」能力とが陶冶される内容となっているのである。

ところで、スミスの基本思想である「自然的自由」の概念は、おそらくホッブズに由来するものと考えられるが、「正義の法を侵害しないかぎり」において各人の「自然的自由」は放任されるとする、この「自由」の概念は、スミスに独自のものである。スミスのいう「自然的自由の体系」<sup>23)</sup>では、個人は自己の財産の排他的かつ絶対的な利用を認められるのにならして、スミスが批判する「商業の体系」では、私有財産の自由な利用（自然的自由）は、それが「公益」に一致すると「判断」される場合に承認され、そうでない場合には政府による所有権の使用制限が合法化されるのである。スミスが、「私人の勤労を監視して社会の利益にもっとも適合する事業に向わせる」主権者の義務を否定するとき、このようなスミスの主張を支えているのは、財産所有者による「自然的自由」の行使が、結果として「公益」を実現するという「見えざる手」(TMS, p. 350[281]: WN, p. 456[②120])の論理である。この「見えざる手」の論理によれば、例えば「商人および製造業者」が公益を直接の目的として行動することは不必要とされるけれども、彼らの私的活動が、結果として「公益」を実現しなければならないことは否定されているわけではない。

「商業の体系」とは、「商人および製造業者」の特殊利益を「公益」と称してその立法化をはかろうとする学説であったが、しかし、立法府に提案される個々の政策が、実際に「公益」に一致するか否かを検証してみなければ、「商業の体系」が反社会的であるというスミスの主張は論証されたことにはならないであろう。『講義』「行政」論から『国富論』へと引き継がれる「経済学」の中心テーマとなるのが、これである。

したがって以上の検討から明らかなように、スミスの「同感」法学は、正義の徳にたいする是認の原理を、「理性」から「同感」へと転換したけれども、「正義」（＝所有権）の合法化の根拠が「公益」の実現にあること、それ自体を否定するものではなかった<sup>24)</sup>のである。

### 〔3〕「政治家ないし立法者の学」としての『国富論』

1) <sup>25)</sup>すでに別稿で論じたように、スミスは、政治権力の基盤を土地所有に求める点において、ジェームズ・ハリントンを経由し、アンドリュー・フレッチャーからハチンスへと継承される「シヴィック・ヒューマニズム」の伝統を継承している。当時の政治的支配層である「地主」階級——その中核は地主ジェントリ層——にたいして、スミスが『国富論』のなかで、この階級の利益は「社会の一般的利益」に一致するとして好意的な評価をあたえたのも、実はそのためであった。それにたいして「商人および製造業者」は「社会の一般的利益」と対立する階級だと主張される。その理由は、彼らの経済的活動（利己心）それ自体を否定したのではなく、利潤の極大化を求めて彼らは競争を制限しようとする傾向があること、そして自らの特殊利益を擁護する手段としての「独占」政策を、「公益」と称して立法化しようとする、彼らの執拗な「政治」行動をスミスは批判するからである。土地所有に基礎をもたない「商人および製造業者」階級を、政治的支配者として容認しないこの基本原則は、スミスが、彼の師ハチスンとともに、土地所有を政治権力の基盤とみなすハリントン・テーゼの継承者であったことを物語っている。

ところで、18世紀をとおして庶民院に選出された「商人」および「製造業者」出身の議員数は、その前半には15パーセント以下であったが、世紀中葉からその比率は徐々に増加し、世紀末には20パーセントをこえる勢い<sup>26)</sup>であった。「庶民的要素を欠いていた」スコットランド選出議員45名のほとんどは貴族・地主ジェントリによって占められていたと考えられるが、本来、地主階級によって構成されるべきブリテン議会（＝立法府）の内部を、「商業のイデオロギー」が侵蝕しつつあるこのような時代状況を、スミスは「国制に大なり小なりの実質的な混乱を持ち込むもの」（WN, p. 472[②148]）とみなしたのである。「ときには国制と呼ばれるもの、すなわち政府の利害関心によって、ときには政府を専制支配している特定階層の人々の利害によって、その国の実定法は、自然的正義が指示するであろうものから歪められてしまう。」（TMS, p. 548[434]）という文章の傍点部分は、「商人および製造業者」出身議員の台頭を念頭において書かれたものであろう。

ここでスミスが直面した問題は、「地主支配体制（Squararchy）」と形容される名誉革命体制下の議会（＝立法府）にあって、わずかの勢力しかもたない「商人および製造業者」の、反社会的な「独占」立法が、なぜ「公益」政策として地主階級の「合意」をえることができたのか、ということである。その理由としては、こうした経済問題に関する案件が、まずもってこの専門領域に明るい議員によって構成される特別委員会で審議され、委員会で可決された法案はそのまま本会議で承認される、という議会運営上の手続きの問題をあげる<sup>28)</sup>ことができよう。しかし、それに

もましてスミスは、「いつも公益という広い観点からものごとを熟慮すべき」「立法府」（WN, *ibid.*）による「独占」の承認を、議会の多数派を構成する地主出身議員の腐敗墮落（corruption）問題として把握する。「公共精神」の担い手であるべき地主ジェントリ階級が「商人および製造業者」に「説得」され、「商業の体系」を国家の基本政策として是認しているイングランドとスコットランドの現状を、スミスは、政治的＝公共的徳性の腐敗墮落問題として認識し、公共精神を喪失した「政治家ないし立法者」にたいする「啓蒙」活動を、「商業の体系」批判としての「道徳哲学」の最重要課題としたのである。

2) 『講義(B)ノート』の「商業が国民の風習におよぼす影響」を論じた箇所では、スミスは、「いかなる国においても商業が導入される時はいつでも、つねに誠実と几帳面（probity and punctuality）がそれに付随してくる。……したがって、これらは商業国民の主要な徳性（principal virtues）である」と述べ、商業がもたらす好影響を強調する一方、このような「商業精神（commercial spirit）から生じるさまざまな不都合」があるとして、次の三点を指摘する。①分業に伴って「人々の視野が制限される」こと、②国民における教育の軽視、そして③「武勇の精神」の消滅が、それである。（LJB, pp. 538-41[452-54]）スミスの議論はアンビバレントを特徴とするが、ここでの「商業」評価もまたしかりである。

前半の〈商業→徳性〉論は、ニコラス・フィリップスの適切な表現を借りれば、デイヴィッド・ヒュームの「商業の文明化能力」論の継承であり、スミスは、このモチーフを、『講義』「公法」論や『国富論』第3編のなかで「文明社会」成立史論として具体的に展開する。後半の議論は、アダム・ファーガスンが『市民社会史論』（1776年）で展開することになる、〈商業→腐敗〉というシヴィック・ヒューマニズムのテーマである<sup>30)</sup>。さらに『講義』「行政」以下の主題である「商業」（→腐敗墮落）・「租税」（→公債）・「軍事」（→常備軍・民兵）が必ずしも純粋に「経済」問題ではなく、「ウィッグ寡頭制」を批判するためにネオ・ハリントニアンが提起した、すぐれて政治的なテーマであったことは、シヴィック・ヒューマニストとしてのスミスの一面を傍証するものとして、ここで留意してしかるべきであろう。だが、しばしば誤解されているように、スミスは、商工業に従事している国民大衆にたいして、失われたシヴィック的「徳」の陶冶を求めているわけではない。「利己心」という「普遍的本能」によって行動する国民大衆にたいして、「教育」によって「商業の諸徳」以上のものを実践させようと試みたとしても、それが実現不可能なアナクロニズムでしかないことは、スミスにとって自明のことであった。スミスがシヴィック的「徳」の陶冶と実践とを要求する相手は、「商人および製造業者」や「労働者」ではなく、「文明社会」の「基本的三大階級」を構成する一員でありながら、同時に政治的支配階級でもある、土地所有者にたいしてである。政治権力の物質的基礎は土地所有にあるから、土地所有を生活基盤とする地主階級には、「徳と英知」双方の保持が為政者の当然の義務として求められたのである。スミスがシヴィック・ヒューマニズムの伝統の圏内にあると言えるのは、この意味においてである。

スミスが直面していた時代状況は、アラスデア・マッキンタイアが指摘するように、アリストテレス、プラトン、キケロなどの古典的「徳」の観念が、近代社会における商業の発展とともに、情念に基づくさまざまな「諸徳」へと解体してゆく移行過程にあった<sup>32)</sup>。スミスは、情念（利己心）が「商業の諸徳」の成立根拠として新しい社会の形成原理たりうることを、ヒュームとともに明

確に承認するが、その一方において、古典的「徳」の復興というシヴィック・ヒューマニストの問題提起をも、「商業の体系」批判としてのスコットランド道徳哲学の課題として真正面から受けとめていたのである。『感情論』が出版された時代背景として、古典古代の都市国家（ポリス）をモデルとした「徳の共同体」の再建を目指すシヴィック・ヒューマニズムの伝統が重要な意味をもつにいたった理由が、ここにある。

3) スミスの『感情論』は、古典・古代的な「公共的徳」の概念が解体し、それに代わって「利己心」を動機とする私的で特殊な「諸徳」が誕生しつつある「文明社会」の時代状況を前提にして書かれた倫理学の著作である。『感情論』には、実際さまざまな「徳性」（道徳）が登場してくるが、「文明社会」の規範としてスミスが重視しているのは、「慎慮」・「正義」・「仁愛」の三つの徳性である。「個人にとってもっとも有用な徳性」（TMS, p. 360[288-89]）である「慎慮」とは、私的利益を達成するための「自己規制」を意味し、すでに検討した『講義（B）ノート』に登場する「商業国民の諸徳性」の中核をなすものである。しかしながら、社会存立の規範としてもっとも重視されるのは、スミスが「大建築を支える支柱」（TMS, p. 190[135]）とか、「文法の諸規則」（TMS, p. 310[230]）に喩える「正義」の徳性である。なぜなら、「仁愛がなくても、社会は、もっとも快適な状態にはないとはいえ存立しうるが、不正義の横行は、それを完全に破壊するにちがいない」（TMS, p. 190[135]）からである。

以上に述べた社会規範としての三つの徳性の位置づけからみて、『感情論』（初版-5版）の主題が「正義」論にあることは明らかであるけれども、しかし、ここからスミスは「仁愛」の徳を「装飾」にすぎぬものとして軽視した、というような結論を導くことは誤りであろう。「正義」と「慎慮」とは人間が「商業」社会を形成しうる、いわばミニマムの条件にすぎない。前掲引用文が示唆するように、「仁愛」の徳が存在しない「人間」社会は、実際スミスにとって「快適」ではないのである。スミスは、「仁愛」以外の「下級の諸徳性」を道徳的是認の対象とは認めないハチスンの倫理学説を批判したけれども（TMS, pp. 462-64[378-79]）、ハチスンが強調した「仁愛」の徳性は、スミスにとっても「最高の報償に値する」ものであった。この「仁愛」の徳論は、井上和雄氏が指摘されたように、実は、スミスにおける「消極的な徳性」としての「正義」論と決して無関係のものではない。<sup>34)</sup> スミスが「正義」を「消極的な徳性」と定義したのは、われわれが「隣人の、人格・財産・評判のいずれかの侵犯を差し控える」（TMS, p. 179[128]）だけで、「正義の諸規則」は遵守されるからである。しかし、「隣人を侵害しない」という「正義」の感覚は、そもそも「人間愛（humanity）」や、「慈恵および寛大（beneficence and generosity）」といった、「仁愛」の徳性を前提にしなければ成立しえない概念であろう。隙あらば相手を侵害しようと身が構えるホップズ的人間は、もはやスミスの文明社会の構成メンバーではないからである。もちろん、ここでスミスは、ハチスンのように、社会のすべての人々に「相互的仁愛」を要求しているわけではない。しかしながら、文明社会の一部の人々、すなわち、社会全体を嚮導すべき政治的支配層（具体的には地主ジェントリ層）にたいしては、「人間愛、正義、寛大、公共精神」（TMS, p. 364[290]）といった、「仁愛」の徳性が当然の義務として要請されていたのである。

さて、スミスの徳性論を以上のように理解するならば、「正義」論を主題とするはずの『感情論』の、「正義と慈恵について」（第二部・第二編）の箇所にも、次の一文が挟まれていたとしても、それは何ら疑問とすべきではないであろう。——「市民的為政者は、不正を抑制して公安を維

持するだけの権力ではなく、善良な規律を樹立し、あらゆる種類の悪徳と不適宜をくじくことによって、公共社会の繁栄を促進する権力をも、信託されている。したがってかれは、同胞市民のあいだでの相互侵害を禁止するのみならず、一定の程度まで相互の善行を命令する、諸規則を定めていいのである。」（TMS, p. 177[127]）ここでスミスは為政者の任務として、①「交換的正義」（法）の維持だけではなく、②「分配的正義」（倫理および政治）の促進の双方を指摘しているが、これは「政治家ないし立法者の学」としての『講義』第一部「正義」と第二部「行政」の区分に対応するものであろう。もちろん、この両部門は相互に無関係であるのではなく、「正義」（法学）が、「行政」（政治学→経済学）にたいする基本的枠組みとその指針とを提示する<sup>35)</sup>。為政者は「正義」（→自然法）にたいする正しい洞察を抜きに「行政」を適切に運営することができないからである。他方、「政治についての研究は、もし妥当で、実行可能なものならば、思索のあらゆる仕事のなかで、もっとも有用なものである。それらは少なくとも人々の公共的諸情念を喚起し、社会の幸福を促進する手段を探すために人々を立ちあがらせるのに役だつ。」（TMS, p. 355[284]）とスミスが述べているのは、「政治学」と『国富論』との連繋を明示したものであろう。『感情論』では、目的（国富）よりも手段（政策）を高く評価する「体系の精神（spirit of system）」の分析もおこなわれているが（TMS, p. 352[282]）、これは『国富論』の「商業の体系」批判に直接つながる議論である。しかしスミスは、しばしば誤解されてきたように、経済的自由主義の立場から「政治学」一般を批判しているのではない。したがって、すべての「政治家」が「陰險狡猾な動物」（WN, p. 468[②142]）であるのではなく、「自然法」を洞察する努力を怠り、「事物自然の進行」を阻止しようとする「政治家」にたいしてスミスの批判の矢は向けられているのである。むしろ「商業の体系」批判のためには、『講義』における「正義」論（＝「同感」法学）を前提とした、新たな「政治学」（＝「ポリティカル・エコノミー」）の再構築が求められていたのであって、この学問的営為が『国富論』として結実する<sup>36)</sup>のである。

政治学（→『国富論』）の主題についてスミスは次のように述べている。「政治学の研究ほど、公共精神を促進する傾向の多いものはない。すなわち、それは市民政府のさまざまな体系とその長所と短所について、わが国の国制、諸外国との関連でのわが国の地位と利害関係、わが国の商業と防衛、わが国を悩ませている不都合とこうむるかもしれない危険、前者をどのようにして除去し、後者をどのようにして阻止するかについての研究である。」（TMS, p. 355[284]）まさしく、「政治家および立法者」の「英知と徳性」問題こそ、「同感」による「正義の自然的感覚」論の確立とともに、『感情論』のもう一つの主題をなすものであり、さらに「商業の体系」批判の書としての『国富論』を成立せしめたその時代の課題そのものであった。

## V. 結びにかえて

ポーコックは、論文集『富と徳性——スコットランド啓蒙における経済学の形成——』（1983年）に寄せたきわめて重要な論稿<sup>37)</sup>のなかで、スコットランド啓蒙思想の思想的枠組み（道徳哲学）を把握するための方法概念として、二つのケンブリッジ・パラダイム（シヴィック・ヒューマニズムと近代市民法学）の必要性を提起した。ハチスンは、『道徳哲学要綱』冒頭のなかで、学生が読

むべき参考文献として、ポーコックが提起した二つのパラタイムの系譜に属する作家をバランスよく紹介しているが、<sup>38)</sup> かりにスミスがハチソンの熱心な学生であったとすれば、——事実はその通りであったのであるが——スミスの「道徳哲学」に、二つのケンブリッジ・パラタイムの特徴が確認されても、それは至極当然のことだといわなければならない。したがって、残された問題は、『感情論』から『講義』を經由して、『国富論』へと展開するスミスの「道徳哲学」のなかで、この二つのパラタイムがどのような関連にあるのかを検討することであろう。一般に『感情論』は、シヴィック・パラタイムを重視するスミス研究者が好んで取り上げる素材であり、『講義』は近代市民法のパラタイムで理解するに相応しいテキストだと考えられている。本稿で論じたように、こうした理解は必ずしも正当なものとはいえないが、しかしより重要な問題は、『国富論』（スミス経済学）の成立問題を、シヴィック・ヒューマニズムと近代市民法学という、この二つの異質なパラタイムでもってどのように説明するのか、ということである。論文集『富と徳性』のサブ・タイトルには「経済学の成立」問題が掲げられているにもかかわらず、『国富論』の成立問題は依然として未解決のままに残されていたといわなければならない。

さて、近代市民法学の伝統を軽視するシヴィック派のスミス研究の問題点は、『国富論』の成立を論証しえないところにあると言われている。シヴィック派の研究者が、もっぱら『感情論』をスミス分析の主要テキストとし、『国富論』を補助材料として利用するにとどまるのも、そのためである。一方、近代市民的法学の伝統を重視するスミス研究者は、『国富論』が『法学講義』の一部であったという正当な前提から出発する。確かにスミスは、「自然権」（所有権）、所有権の保護機関としての市民政府、分業、商品交換（契約）、貨幣などの基礎概念を、グロチウス以来の近代市民法学からの遺産として継承している。しかし、市民的法学派のスミス研究では、シヴィック・ヒューマニズム思想は、封建遺制や重商主義とともに、スミスの克服すべき対象としてのみ扱われ、『国富論』の主題をなす「商業の体系」批判の基本視角として、「シヴィック・パラタイム」（為政者の徳性論）が果たした現実的かつ積極的な意義はまったく否定されてしまうのである。<sup>40)</sup>

本稿は、以上のような研究動向を前提にして、スミスにおける「道徳哲学」の展開を、「合邦期以降にスコットランドが直面した歴史的課題、すなわち「商業の体系」の批判と「自由の体系」（＝所有権）の継承という、この錯綜した二重の課題にたいする応答としてとらえようとしたものである。『国富論』が『講義』の一部から独立するに至る決定的な契機として、われわれは、まず①「自然法学」に関する当初の出版計画が断念された理由を検討し、そして②合法性の理由を「公益」にもとめる「商業の体系」の弁護論としての近代市民法パラタイムの問題点と、そのパラタイムの克服をめざしたスミスの「正義」論（＝「同感」法学）の限界とを指摘し、最後に③『国富論』成立のいま一つの契機としてのシヴィック・ヒューマニズム（共和主義の政治思想）の積極的な役割を強調した。まさしく、『国富論』の成立問題は、近代市民法学およびシヴィック・ヒューマニズム双方の遺産が批判的に継承される「決定的な岐路（crossroad）」において把握されなければならなかったのである。

1) Smith, A., *The Theory of Moral Sentiments* (1759), Reprint by Rinsen, 1992, p. 546. 水田洋訳『道徳感情論』（1973年）、432頁。『感情論』からの引用は、とくに断らないかぎり上記の初版を利用し、

以下、引用箇所を文中に略記する。

- 2) Smith, A., *The Theory of Moral Sentiments*(1790), by Raphael D. D. and A. L. Macfie, 1976, p. 3. 水田訳, 442頁。なお、引用文中の挿入句は引用者自身のもの、以下同じ。
- 3) Smith, A., *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, eds. by Campbell, R. H. and A. S. Skinner, 1976, p. 428. 大河内一男監訳『国富論』（全三分冊）、1976年、第②分冊、75頁。以下、『国富論』からの引用箇所は文中に略記する。
- 4) より正確には、スミスにおける『講義』「行政」論のテーマは、「自然法」と「市民統治（国家）」論からなる伝統的な「自然法学」の各部分に分散していたと言うべきであろう。新村聡『経済学の成立——アダム・スミスと近代自然法学——』（1994年）、9-10頁。
- 5) 水田洋「アダム・スミス書誌」、『アダム・スミス研究』（1968年、巻末に収録）参照。
- 6) 『国富論』の改訂問題については、次の文献が詳しい。野沢敏治「『国富論』の改訂をめぐる問題圏——第二版研究——」（『千葉大学法経研究』第14号、1983年9月）、同「スミス自由貿易論と諸国民の富——『国富論』第三版研究——」（同上、第17号、1985年1月）
- 7) Cf. Campbell, R. H. and A. S. Skinner, *Adam Smith*, 1982, pp. 199-200. 久保芳和訳『アダム・スミス伝』（1984年）、251-53頁。実際スミスは1788年3月15日付のキャデル宛ての手紙で、『感情論』第6版の刊行準備のために、関税委員の仕事に「4カ月間」休職する旨を告げている。Letter to Thomas Cadell (15 March, 1788) in *The Correspondence of Adam Smith*, eds. by Mossner, E. C. and I. S. Ross, 2nd ed., 1987, pp. 310-11.
- 8) Stewart, D., *Account of the Life and Writings of Adam Smith*, 1794, in *Adam Smith: Essays on Philosophical Subjects*, eds. by Wighiman, W. P. D. and J. C. Bryce, 1980, p. 275. 福鎌忠恕訳『アダム・スミスの生涯と著作』（1984年）、11-2頁。
- 9) 拙稿「『国富論』後半体系をめぐる諸問題——いわゆる重商主義の「例外」規定を中心として——」、『経済学雑誌』〔大阪市立大学〕、第81巻・第6号、1981年3月、84-5頁。
- 10) Smith, A., *Lectures on Jurisprudence*, eds. by Meek, R. L. and D. D. Raphael and P. G. Stein, 1978 には、(A)(B)二種類のノートが収録されている。以下、『講義』からの引用箇所も文中に略記し、旧キャンパン版『講義』をもとにした(B)ノートについては、高島善哉・水田洋訳『グラスゴウ大学講義』（1947年）の当該箇所を併せて示した。
- 11) McElroy, D. D., *Scotland's Age of Improvement: A Survey of Eighteenth-Century Literary Clubs and Societies*, 1969, pp. 31-2. 福鎌、前掲邦訳書（訳者注）、149-50頁、篠原久『アダム・スミスと常識哲学——スコットランド啓蒙思想の研究——』（1986年）、20頁を参照。
- 12) Stewart, *op. cit.*, p. 322. 福鎌訳, 78-9頁。
- 13) *Ibid.* 福鎌訳, 79頁。
- 14) 福鎌「アダム・スミスとエディンバラ公開講座—— スコットランド道徳哲学者の誕生——」（前掲邦訳書に収録）、248頁。
- 15) 内田義彦『〔増補〕経済学の生誕』（1962年）、72-3頁。
- 16) Smout, T. C., "Where had the Scottish economy got to by the third quarter of the eighteenth century?", in *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, eds. by Hont, I. and M. Ignatieff, 1983, p. 46. 水田洋・杉山忠平監訳『富と徳——スコットランド啓蒙における経済学の形成——』（1990年）、78頁。
- 17) 拙稿「『国富論』における地主ジェントリ論——重商主義批判の社会的基盤について——」、『経済学部論集』〔京都学園大学〕、第2巻・第2号、1992年12月、90頁以下。なお、「合邦」直後のスコットランドの「経済改良」をめぐる経済論争を分析した優れた研究として、関原太郎『「経済社会」形成の経済思想——18世紀スコットランド「経済改良」思想の研究——』（1994年）がある。
- 18) 拙稿「『国富論』における政治と経済」、久保芳和・真実一男・入江奨編著『スミス、リカードウ、マルサス——その全体像理解のために——』（1989年）、56-8頁。



- 19) Hobbes, T., *Leviathan*, ed. by Macpherson, C. B., 1968, p. 299. 水田洋訳『リヴァイアサン』（全四冊），第②分冊，1992年，142-43頁。
- 20) 田中正司『〔増補〕ジョン・ロック研究』（1975年），326頁。
- 21) Locke, J., *Two Treatises of Government*, ed., by Laslett, P., 1960, p. 353. 鶴飼信成訳『市民政府論』（1968年），131頁。
- 22) 田中正司『アダム・スミスの自然法学——スコットランド啓蒙と経済学の生誕——』（1988年），第二部・第四章「〔法学講義〕の方法」，とくに293頁以下を参照。
- 23) 近代市民法学の「所有権」は、「公共的効用」——例えば貧者の請求権——の観点から制約される必然性を孕んでいるのに対して，スミスの「自然的自由」が，絶対的・排他的権利としての所有権（近代的所有権）を基礎とするまったく新しい「自由」的概念であることについては，Hont, I. and M. Ignatieff, "Needs and justice in the *Wealth of Nations*: an introductory essay", in *Wealth and Virtue, op. cit.*, pp. 25-6 esp. 『富と徳』（前掲邦訳），29-30頁。
- なお，近代市民法学の（侵害からの）「自由」概念とスミスの「自由」概念の違いについて，『国富論』には次のような興味深い記述がみられる。「イングランドの庶民は，自分たちの自由が奪われないようにと用心してはいたが，他の諸国民同様に自由がなんであるかをけって正しく理解してこなかった。かれらは，この圧制にたいしてなんの対策もなしに一世紀以上ものあいだ耐えてきたのだった。」（WN, p. 157〔①235〕）「われわれは，日ごろ，自由を望んでやまないふりこそしているが，……まさにこの自由そのものが，わが国の商人および製造業者のあくどい利害のために公然と侵害されている。」（WN, p. 660,〔②464〕）また『講義』の「所有権」の「排他性」についての定義も参照せよ。「所有権とは，およそどのような他人からであれ，いかなる形態にあっても，われわれの所有物の使用を，われわれが排除することのできる排他的権利とみなすべきである。」（LJ(A), p. 8）
- 24) 田中氏はスミス「同感」法学の限界を次のように言われている。「同感」は自然法の論理にとって代わりうるものではありえず，『感情論』の同感原理によって法を基礎付けようとしたスミスの同感法学は自然法の経験・主体化論にすぎなかった……………」。（『アダム・スミスの自然法学』，前掲，354頁）ただし，「同感」法学の「限界」を，田中氏のように「破綻」と表現するのが適切かどうかについては意見を留保したい。
- 25) 前掲拙稿『「国富論」における地主ジェントリ論』，とくに74頁の注37）を参照されたい。
- 26) Cf. Judd, G. P., *Members of Parliament 1734-1832*, 1972, pp. 56-7.
- 27) Porritt, E., *The Unreformed House of Commons: Parliamentary Representation before 1832*, Vol. II, 1903, p. 3.
- 28) Kammen, M., *Empire and Interest: The American Colonies and the Politics of Mercantilism*, 1970, p. 97. この点について，スミスはいう。「この議論〔貿易差額説〕を，商人は，議会や，枢密院に，そして貴族や，地方のジェントリに向けて訴えた。つまり，貿易に明るいと思われた人々が，貿易のことは何も知らないと自覚している人々に訴えたのである。」（WN, p. 434〔②85-6〕）
- 29) Phillipson, N., *Hume*, 1989, p. 16.
- 30) 天羽康夫『ファーガスンとスコットランド啓蒙』（1993年），第4章の周となる分析を参照せよ。
- 31) Cf. Pocock, J. G. A., *Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, 1975, chs. xii-xiv.
- 32) マッキンタイアは端的に次のように指摘している。「18世紀の共和主義は徳の共同体を再建する企てである。」（MacIntyre, A., *After Virtue: A Study in Moral Theory*, 2nd ed., 1984, p. 236.）篠崎榮訳『美德なき時代』（1993年），289頁。
- 33) 田中正司「アダム・スミスの正義論」『横浜市立大学論叢』，第26巻・第1-2号，1974年11月（同『市民社会理論と現代——現代の思想課題と近代思想の再解読——』（1994年）所収。
- 34) 井上和雄『資本主義と人間らしさ——アダム・スミスの場合——』（1988年），186-87頁。
- 35) また，逆に「行政」（政治）の「正義」（法）にたいする役割について，ステュアートが次のように

- 指摘している点は示唆に富む。「政治科学のもっとも重要な部門は、その目的として法の哲学的諸原理を確証するという目的を有する部門である。」(Stewart, *op. cit.*, p. 310), 福鎌訳, 63頁。
- 36) ヴィヴィアン・ブラウンは、「政治家ないし立法者の学」としての「ポリティカル・エコノミー」の用語を、スミスが「重商主義」を念頭において批判的な意味で用いていると主張し、その理由として、『国富論』のタイトルに「ポリティカル・エコノミー」のネーミングがないことを指摘している。Cf. Brown, V., *Adam Smith's Discourse: Canonicity, Commerce and Conscience*, 1994, p. 156. 興味深い問題提起ではあるけれども、本稿の結論は、このブラウンの見解を支持しない。
- 37) Pocock, J. G. A., "Cambridge paradigms and Scotch philosophers: a study of the relations between the civic humanist and the civil jurisprudential interpretation of eighteenth-century social thought", in *Wealth and Virtue*, *op. cit.*, pp. 235-52. 『富と徳』(前掲邦訳), 395頁以下。
- 38) Hutcheson, F., *A Short Introduction to Moral Philosophy*, 1747, in *Collected Works of Francis Hutcheson*, ed. by Fabian, B., 1990, Vol. IV, pp. i-iv. 古代の著作家としてプラトン, アリストテレス, クセノフォン, ケクロの名があげられ, 近代の著作家としてはグロチウス, カンバーランド, プーフェンドルフ, ハリントン, さらにシャフツベリとロックが紹介されている。
- 39) シヴィック・パラダイム重視するスミス研究を代表するものとして, 次のものを参照した。Phillipson, N., "Adam Smith as civic moralist", in *Wealth and Virtue*, *op. cit.*, pp. 179-202. (『富と徳』, 前掲邦訳, 297-339頁); Dwyer, J., "Adam Smith in the Scottish Enlightenment", in *Adam Smith: International Perspectives*, eds. by Mizuta, H. and C. Sugiyama, 1993, pp. 141-61.
- 40) わが国のスミス研究はこれまで近代市民法学の伝統のなかで研究されてきたが, こうした傾向を代表する文献として, 次のものを参照した。Forbes, D., "Natural Law and the Scottish Enlightenment", in *The Origins and Nature of the Scottish Enlightenment*, eds. by Campbell, R. H. and A. S. Skinner, 1982, 田中, 『アダム・スミスの自然法学』(前掲), 新村『経済学の成立』(前掲), 有江大介「アダム・スミスによる自立的経済世界の発見への道——シヴィック・ヒューマニスト・パラダイムの見失うもの——」, 『エコノミア』[横浜国立大学], 第45巻・第3号, 1994年12月。新村氏は, 『講義』「行政」論がなぜ『国富論』へと発展したのかを明らかにしていないし, また, 有江氏の研究は, スミスにおけるシヴィック・パラダイムの積極的意義を「見失う」結果になっているのではなかろうか。